マージン率等にかかる情報提供

株式会社アンフェイク

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象:令和6年1月1日~令和6年12月31日)

(1) 令和7年6月1日付 派遣労働者数

14 人

(2) 令和6年度 派遣先事業所数(実数)

8 事業所

(3) 令和6年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額

33,243 円

1日8時間労働として計算した1日あたりの料金額)

(4) 令和6年度 派遣労働者の賃金の額の平均額

23,127 円

1日8時間労働として計算した1日あたりの賃金額)

(5) 令和6年度 マージン率

派遣労働者に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

30.4%

小数第二位を四捨五入

※弊社のマージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇など、弊社の運営経費などを 含んだものです。

(6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 (教育訓練計画)

訓練種別	対象者となる 派遣労働者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
社会人としての一般常識(ビジネスマナー)	雇入時	OJT	無償	有給
パソコンの設定、サーバの構築、簡易プログラミングの研修	派遣中	OJT	無償	有給
プログラミング、テスト、詳細設計の研修	派遣中	OJT	無償	有給
レビュー、機能設計の研修	派遣中	OJT	無償	有給
サブリーダー研修	派遣中	OJT	無償	有給
基本設計、要求仕様の研修	派遣中	OJT	無償	有給
プロジェクトリーダー研修	派遣中	OJT	無償	有給
プロジェクトマネージャ研修	派遣中	OJT	無償	有給

(7) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

派遣労使協定を締結している

協定書の有効期間終期 令和8年3月31日

対象となる派遣労働者の範囲

期間を定めないで雇用される従業員の内、派遣先で情報処理・通信技術者(プログラマー、システムエンジニア、および運用保守エンジニアなど)の業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 担当 時得

電話番号 042-702-0890